

◎新潟県告示第899号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、五泉市の十全土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

令和4年8月19日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事	五泉市村松乙420番地	安中 拡 (理事長)
〃	〃 安出365番地 1	五十嵐 尚文
〃	〃 山谷453番地	番場 幸夫
〃	〃 大口555番地	安中 昭夫
〃	〃 新屋154番地	清水 栄作
〃	〃 上大蒲原1921番地	桐生 正実
〃	〃 別所1093番地	村川 安則
〃	〃 蛭野341番地	大塚 兼則
〃	〃 下大蒲原593番地 2	岩野 英昭
監事	〃 高松347番地	小池 伊右衛門
〃	〃 別所1092番地	渡邊 利雄
〃	〃 大原642番地	志賀 隆裕

就任年月日 令和4年8月3日

2 退任

理事	五泉市村松乙420番地	安中 拡 (理事長)
〃	〃 蛭野1137番地	新保 善一
〃	〃 安出365番地 1	五十嵐 尚文
〃	〃 下大蒲原1178番地	岩野 幸永
〃	〃 大口555番地	安中 昭夫
〃	〃 新屋154番地	清水 栄作
〃	〃 大原801番地	浅井 秀一
〃	〃 上大蒲原1921番地	桐生 正実
〃	〃 別所1093番地	村川 安則
監事	〃 別所1148番地	鶴巻 洋一
〃	〃 高松347番地	小池 伊右衛門
〃	〃 山谷453番地	番場 幸夫

退任年月日 令和4年8月2日